

岩手県企業局管理規程第1号

企業局長が保有する行政文書の開示等に関する規程及び企業局長が保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成31年3月19日

岩手県企業局長 藤澤 敦子

企業局長が保有する行政文書の開示等に関する規程及び企業局長が保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程

(企業局長が保有する行政文書の開示等に関する規程の一部改正)

第1条 企業局長が保有する行政文書の開示等に関する規程(平成11年岩手県企業局管理規程第9号)の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後																																												
1	<p><u>(必要な措置を講ずる出資法人)</u></p> <p>第7条 条例第41条第2項の実施機関が定める出資法人は、 <u>一般財団法人岩手県電気技術振興協会とする。</u></p>																																													
2	<p>別表第1(第6条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 乾式の複写機による写し (<u>日本工業規格A列3番の</u> 大きさまでのものに限る。)</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2(第6条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>開示の実施の方法</th> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">複製物の交付</td> <td>1 光ディスク(<u>日本工業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものであって、700メガバイトのものに限る。</u>)に複製した複製物</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">紙その他これに類するものに印字し、又は印画したものの写しの交付</td> <td>1 乾式の複写機による写し(<u>日本工業規格A列3番の大きさまでのものに限る。</u>)</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	区分	単位	金額	1 乾式の複写機による写し (<u>日本工業規格A列3番の</u> 大きさまでのものに限る。)	[略]		[略]			開示の実施の方法	区分	金額	複製物の交付	1 光ディスク(<u>日本工業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものであって、700メガバイトのものに限る。</u>)に複製した複製物	[略]	[略]		紙その他これに類するものに印字し、又は印画したものの写しの交付	1 乾式の複写機による写し(<u>日本工業規格A列3番の大きさまでのものに限る。</u>)	[略]	[略]		<p>別表第1(第6条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 乾式の複写機による写し (<u>日本産業規格A列3番の</u> 大きさまでのものに限る。)</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2(第6条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>開示の実施の方法</th> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">複製物の交付</td> <td>1 光ディスク(<u>日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものであって、700メガバイトのものに限る。</u>)に複製した複製物</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">紙その他これに類するものに印字し、又は印画したものの写しの交付</td> <td>1 乾式の複写機による写し(<u>日本産業規格A列3番の大きさまでのものに限る。</u>)</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	区分	単位	金額	1 乾式の複写機による写し (<u>日本産業規格A列3番の</u> 大きさまでのものに限る。)	[略]		[略]			開示の実施の方法	区分	金額	複製物の交付	1 光ディスク(<u>日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものであって、700メガバイトのものに限る。</u>)に複製した複製物	[略]	[略]		紙その他これに類するものに印字し、又は印画したものの写しの交付	1 乾式の複写機による写し(<u>日本産業規格A列3番の大きさまでのものに限る。</u>)	[略]	[略]	
区分	単位	金額																																												
1 乾式の複写機による写し (<u>日本工業規格A列3番の</u> 大きさまでのものに限る。)	[略]																																													
[略]																																														
開示の実施の方法	区分	金額																																												
複製物の交付	1 光ディスク(<u>日本工業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものであって、700メガバイトのものに限る。</u>)に複製した複製物	[略]																																												
	[略]																																													
紙その他これに類するものに印字し、又は印画したものの写しの交付	1 乾式の複写機による写し(<u>日本工業規格A列3番の大きさまでのものに限る。</u>)	[略]																																												
	[略]																																													
区分	単位	金額																																												
1 乾式の複写機による写し (<u>日本産業規格A列3番の</u> 大きさまでのものに限る。)	[略]																																													
[略]																																														
開示の実施の方法	区分	金額																																												
複製物の交付	1 光ディスク(<u>日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものであって、700メガバイトのものに限る。</u>)に複製した複製物	[略]																																												
	[略]																																													
紙その他これに類するものに印字し、又は印画したものの写しの交付	1 乾式の複写機による写し(<u>日本産業規格A列3番の大きさまでのものに限る。</u>)	[略]																																												
	[略]																																													

備考 改正部分は、下線の部分である。

(企業局長が保有する個人情報の保護等に関する規程の一部改正)

第2条 企業局長が保有する個人情報の保護等に関する規程(平成13年岩手県企業局管理規程第10号)の一部を次のように改正する。

改正前		改正後																																												
1	<p><u>(必要な措置を講ずる出資法人)</u></p> <p>第16条 条例第49条の実施機関が定める法人は、<u>一般財団法人岩手県電気技術振興協会とする。</u></p>																																													
2	<p>別表第1(第11条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 乾式の複写機による写し (日本工業規格A列3番の 大きさまでのものに限る。)</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2(第11条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>開示の実施の方法</th> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">複製物の交付</td> <td>1 光ディスク(日本工業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものであって、700メガバイトのものに限る。)に複製した複製物</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">紙その他これに類するものに印字し、又は印画したものの写しの交付</td> <td>1 乾式の複写機による写し(日本工業規格A列3番の大きさまでのものに限る。)</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	単位	金額	1 乾式の複写機による写し (日本工業規格A列3番の 大きさまでのものに限る。)	[略]		[略]			開示の実施の方法	区分	金額	複製物の交付	1 光ディスク(日本工業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものであって、700メガバイトのものに限る。)に複製した複製物	[略]	[略]		紙その他これに類するものに印字し、又は印画したものの写しの交付	1 乾式の複写機による写し(日本工業規格A列3番の大きさまでのものに限る。)	[略]	[略]		<p>別表第1(第11条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 乾式の複写機による写し (日本産業規格A列3番の 大きさまでのものに限る。)</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2(第11条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>開示の実施の方法</th> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">複製物の交付</td> <td>1 光ディスク(日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものであって、700メガバイトのものに限る。)に複製した複製物</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">紙その他これに類するものに印字し、又は印画したものの写しの交付</td> <td>1 乾式の複写機による写し(日本産業規格A列3番の大きさまでのものに限る。)</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	単位	金額	1 乾式の複写機による写し (日本産業規格A列3番の 大きさまでのものに限る。)	[略]		[略]			開示の実施の方法	区分	金額	複製物の交付	1 光ディスク(日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものであって、700メガバイトのものに限る。)に複製した複製物	[略]	[略]		紙その他これに類するものに印字し、又は印画したものの写しの交付	1 乾式の複写機による写し(日本産業規格A列3番の大きさまでのものに限る。)	[略]	[略]	
区分	単位	金額																																												
1 乾式の複写機による写し (日本工業規格A列3番の 大きさまでのものに限る。)	[略]																																													
[略]																																														
開示の実施の方法	区分	金額																																												
複製物の交付	1 光ディスク(日本工業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものであって、700メガバイトのものに限る。)に複製した複製物	[略]																																												
	[略]																																													
紙その他これに類するものに印字し、又は印画したものの写しの交付	1 乾式の複写機による写し(日本工業規格A列3番の大きさまでのものに限る。)	[略]																																												
	[略]																																													
区分	単位	金額																																												
1 乾式の複写機による写し (日本産業規格A列3番の 大きさまでのものに限る。)	[略]																																													
[略]																																														
開示の実施の方法	区分	金額																																												
複製物の交付	1 光ディスク(日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものであって、700メガバイトのものに限る。)に複製した複製物	[略]																																												
	[略]																																													
紙その他これに類するものに印字し、又は印画したものの写しの交付	1 乾式の複写機による写し(日本産業規格A列3番の大きさまでのものに限る。)	[略]																																												
	[略]																																													

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規程は、平成31年3月19日から施行する。ただし、第1条中表2の項の改正部分及び第2条中表2の項の改正部分は、同年7月1日から施行する。